

議案第 7 7 号

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

清水町長 辻 康 裕

常勤特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年清水町条例第 2 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後		改正前	
別表		別表	
(略)		(略)	
町長	<u>800,000円</u>	町長	<u>700,000円</u>
副町長	<u>668,000円</u>	副町長	<u>584,000円</u>
教育長	<u>617,000円</u>	教育長	<u>540,000円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。